

# 安城市指定生活支援訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行）第3条第1号ア（イ）に規定する指定事業者による生活支援訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定生活支援訪問サービス 訪問型サービス事業のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に係る基準を緩和したサービスをいう。
- (2) 指定生活支援訪問サービス事業 市が指定した指定生活支援訪問サービスを提供する事業をいう。
- (3) 指定生活支援訪問サービス事業者 指定生活支援訪問サービスを提供する者をいう。
- (4) 指定介護予防訪問サービス 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。
- (5) 指定介護予防訪問サービス事業 市が指定した指定介護予防訪問サービスを提供する事業をいう。
- (6) 指定介護予防訪問サービス事業者 指定介護予防訪問サービスを提供する者をいう。

2 前項に定めるほか、この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則において使用する用語の例による。

(事業の一般原則)

第3条 指定生活支援訪問サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った指定生活支援訪問サービスの提供に努めなければならない。

2 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業の運営に

当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定生活支援訪問サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定生活支援訪問サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 指定生活支援訪問サービス事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、居宅要支援被保険者等の要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要支援状態若しくは要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、買い物支援、調理、掃除、洗濯等の生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第5条 指定生活支援訪問サービス事業者が、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに置くべき従事者（指定訪問介護又は指定介護予防訪問サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は市長が別に定める研修を修了した者をいう。以下同じ。）の員数は、1以上の必要数とする。

2 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに、従事者のうち利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他市長が定める者を充てなければならない。ただし、利用者に対する指定生活支援訪問サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、サービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定生活支援訪問サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

5 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援訪問サービス事業と指定訪問介護（同省令第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問サービス事業が同一の事業所において一体的に運営している場合においては、同省令第5条第1項から第5項までの規定又は安城市指定介護予防訪問サービス事業の人員、設備、運営及び取扱方針に関する基準要綱（平成30年4月1日施行。以下「基準要綱」という。）第5条第1項から第6項までの規定に規定する基準を満たさなければならない。

（管理者）

第6条 指定生活支援訪問サービス事業者は、指定生活支援訪問サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定生活支援訪問サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活支援訪問サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第7条 指定生活支援訪問サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定生活支援訪問サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定生活支援訪問サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活支援訪問サービス事業と指定訪問介護事業又は指定介護予防訪問サービス事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第7条第1項に規定する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（運営）

第8条 基準要綱第8条から第41条までの規定は、指定生活支援訪問サービス事業の運営に関する基準について準用する。この場合において、基準要綱第26条中「入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事」とあるのは「買い物支援、調理、掃除、洗濯等の指定生活支援訪問サービス」と読み替えるものとする。

(取扱方針)

第9条 基準要綱第42条から第45条までの規定は、指定生活支援訪問サービス事業の取扱方針に関する基準について準用する。この場合において、基準要綱第43条第9号中「1月」とあるのは、「3月」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。